

平成 27 年 第 10 回 定例会議

教育委員会会議録

平成27年12月21日

羽島郡二町教育委員会

平成27年 第10回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

平成27年12月21日(月)午後1時30分から、岐南町役場 2階 会議室2-1で開催した。

その要旨は次のとおりである。

1 本日の出席委員は、次のとおりである。

| | |
|---------|-------|
| 委員長 | 杉江正博 |
| 委員長職務代理 | 岩井弘榮 |
| 委員 | 松原宗興 |
| 委員 | 久納万里子 |
| 委員(教育長) | 宮脇恭顯 |

1 本日説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | |
|---------|------|
| 教育長(再掲) | 宮脇恭顯 |
| 総務課長 | 松原和成 |
| 学校教育課長 | 森透 |
| 社会教育課長 | 飯田潤子 |

1 本日の書記

総務課長(管理監) 松原和成

1 本日の議案は次のとおりである。

議 題

- ・ 笠松町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

協議題

- 1 人事異動の方針について
- 2 新年度予算の概要について
- 3 次回教育委員会定例会議の開催について
- 4 その他

第2回羽島郡二町教育委員会運営協議会の開催について

委員長 始める前に、昨日のミュージカルコンサートには岩井委員長さんを含め事務局ご苦労様でした。このあと3時からもありますのでスムーズに行えるようにお願いします。平成27年12月21日(月)午後1時30分、岐南町役場 2階 会議室2-1で平成27年第10回羽島郡二町教育委員会定例会議の開会を宣した。

議事日程により会期は本1日とする旨を会議に諮ったところ、異議なしと認め、会期は本日1日限りに決定した。

前回会議録の承認についての報告を求めた。

総務課長
委員長

前回会議録を朗読し報告をした。

同報告について質疑を求めたところ、質疑がなかったので「前回会議の承認について」は報告のとおり承認された旨を述べた。

続いて、教育長の報告を求めた。

教育長

新聞記事に、二つ出てしまいましたが私の不徳の致すところで十分な手配が足らずにご迷惑をおかけしまして申し訳ございませんでした。今回の議会全部で、お一人10本ですから合計20本と言ってもご質問をされたのは6名の方でした。内容としては、川島議員さんは、「高等学校での通級教室が検討されているが（受験の配慮、その先の配慮、合理的配慮）どの様に考えるか。」について質問された。これは、田中県議が今回の県議会で質問されてそれを受けて議員さんも質問をした。私としては、高等学校で通級に係る子供達、発達障害を持つ子たちの高等学校での安定した生活保障をする高等学校では大変苦労している。割合としては2%だと言って特別支援教育課長が言っている。その子供たちの対応がとても難しく、中学校との連携を大事にすることを言ってくれた。

長野議員さんは「学校における重大事故に対応する体制づくり」についての質問でした。それと、田島議員は、「ウォータークーラー設置」についての「笠松町の小学校、中学校のウォータークーラー設置状況」について下羽栗小学校に設置していない質問でした。

加藤議員さんは、「学校保健安全法施行規則の一部改正における対応」の「児童生徒等の健康診断の改正点とその対応」と「その他健康診断の実施に係る留意事項のうち、色覚検査についての対応」について質問でした。

木下議員さんは、「子供たちへの教育支援事業」についての通級指導担当教員による巡回指導」について質問された。私は特別学級も通級指導教室も教員一人を配置してもらうためには、条件として必要な人数がいるかどうか、担任の確保と施設設備がその対応ができるか、整備してあるかが条件。答弁は他の学校にも例えば、言語治療機器を教室に備えることは大きな金額がかかる。今でも24から25時間の1時間45分にしてほとんど毎日空き時間なくして指導している。子供達を受け入れしている。これを学校に移動することは大変難しい話。対応する子供の人数が減るということも考えられると言うことで答弁をした。この質問は渡辺議員さんからも2回程出ている。

社会教育課長

「文化芸術による子供の育成事業の実績と今後の計画」については、子供たちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を与え、豊かな創造力、思考力等を高めることにつなげ、将来の日本の文化創造に生かそうという事業です。事業は、巡回公演事業、芸術家の派遣事業など四つの事業で実施されています。

羽島郡でも積極的に活用しようということで、岐南町では昨年度、巡回公演事業で、10月に西小学校に「大阪交響楽団」、北小学校では日本

音楽集団「ごんぎつね」に9月に体験活動、10月には公演をしていただきました。笠松町でも同様に笠松小、笠松中で事業が行われています。

また、小中学校に伝統音楽を学ぶ時間が位置づけられており、中学校では3年間を通じて1種類以上の和楽器の演奏や民謡や長唄など伝統音楽のよさを味わう時間が設けられています。文化庁ではその普及活動として「伝統音楽普及促進支援事業」を行っています。本年度7月に小中学校教員を対象に箏曲研修講座を、12月11日には中学校教員を対象とした実践研究会、12月4日には岐南中学校で2年生の学級ごとに音楽の時間として箏の演奏を学ぶ事業を実施していただきました。

希望をしても、派遣していただけないこともあります。今後も本物の芸術に触れ、体験できるこれらの事業を積極的に活用して参りたいと考えております。

教 育 長

文化庁の事業で行うので費用はかからない。笠松中学校は大阪、岐南中学校は、日原さんお二人で6時間を教えて頂いた。積極的に活用していますとの答弁をさせていただいた。

小島議員さんは、新聞に載った件でございます。新聞の記事を付けさせていただきます。

議会質問については、①「いじめから暴力・不登校へ」で「生徒に問題があると感じたら、家庭訪問等で生徒の心を聞き、信頼関係を築くことを最優先されなければならないと思うかどうか。」

②「生徒の日記の内容について如何なる見解をもっているか。」

③「いじめがくり返されないために教育委員会は学校との関係を如何にして改善するのか」

④「いじめが発覚しても生徒に手を差し伸べることをしなかった理由は何か」

⑤「犯罪性の高い暴力行為が教室内で行われていたのを看過してきた理由は何か」

⑥「生徒の教育を受ける権利を奪われたままでいるが、教育委員会の見解はどうか」

⑦「日頃から関係者が連携を図ることが大切だが、教育長として力の限り尽くされているのか」

⑧「保護者を交えて問題を検証し、学校と教育委員会が意思疎通を図る地道な取組が必要だと思うかどうか」

⑨「いじめが起きていたことに対して如何に改善を図り、適切な対応解決を図るか」

⑩「いじめ防止対策推進法をどのように認識されているか」については、①から⑩まで経緯と資料を用いて説明した。

資料4は校長会で使用していただきたいとお願いした。

資料5は情報の目的外利用に当たるとともに、個人が特定され得る個人情報であり、「岐南町個人情報保護条例」第10条の目的外利用に

当たると考えられる。これからの教育委員会としての対応については、例えば岐南町の顧問弁護士に頼みまして、丁寧に纏め上げて議会に対して議事録に載せないという措置を取ってもらう方向としてある。

結果として新聞に載っている「殴る・蹴る」暴力を受けていた日記で分った、質問された内容に関して間違いであるところを指摘して訂正をお願いする。法的に手続きで訂正すると考えられる。

私の思いは、学校・子供や保護者に迷惑をかけている。この警察の捜査が終わって何が問題であったのか、はっきりして警察の取り締まりの結果はこうだ。今いる子供達がこれから迷惑かからないように、お互いにいじめをしないということをして是非子供達の口から言えるように親からも「いじめ」はしてはいけないと各家庭で話していただきたい。残りの3ヶ月で他の学級に負けない良い学級を作るんだと子供に話してもらいたい。教育委員会からも直接出かけて学級の子供達にこれからのことと先のことを訴える。できるだけ本人が学級復帰できるように手配する。お母さんに約束したのは、休んでいる間の学習補償は出来る限り私の方で補償する。お子さんが安心して学級に入れるような学級体制づくりに努力する。学校では都合のつく日に家庭訪問をして教科の指導を行っている。教室には入っていない状況である。「学力向上に向けての県の取り組みについて、これだけはどの子も！学習プリ」の特徴と活用の見直しでプリントを用いて説明した。」情報モラルの問題でスマホ規制する問題です。立志塾の時にシンポジウムをしまして、子供達が自分達できること。岐南中学校が発表した。教育委員会が基本的な方針を少し持ってPTA・学校・生徒達に伝えるとお互いに連携が取れた共通の動きができる時期だと思う。資料を用いて説明した。

委員長
岩井委員

何か質問等はありませんか。

岐南中の件は、双方から被害届が出ているのですか。捜査が進行している段階ですね。岐南町議会が議事録を公開することになりますか。

教育長
岩井委員

議会の答弁は、質問されたことに答えています。

ある意味一方的な内容の質問を含めて教育長はどうですか。また、PTAから教育委員会へ問い合わせはありましたか。

学校教育課長
委員長

1件あり、仲間が困惑していると聞きました。

報告を了承した。続いて、開議に入る旨を述べた。

議題 第21号議案「笠松町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」事務局に説明を求めた。

総務課長

第21号議案について、この規則は予約システムの利便性をはかるため、条例の一部を改正する条例の施行に伴い、関係規則の整備を行う為、この規則を改正する旨を説明する。

委員長

審議を求めたが異議なしと確認し、教育委員会の承認とした。

続いて、協議題に入る旨を述べた。

協議題1 人事異動の方針について

・資料1により、平成28年度教職員定期人事異動の方針と重点について、学校教育課長が説明した。

協議題2 新年度予算の概要について

・資料2により、平成28年度羽島郡二町教育委員会特別会計当初予算（案）について、総務課長が説明した。

協議題3 次回教育委員会定例会議の開催について

・平成28年2月10日（水）午後1時30分から午後2時30分、笠松町役場 3階 特別会議室で開催することに決定し、委員会において確認した。

協議題4 その他

・第2回羽島郡二町教育委員会運営協議会の開催について

2月10日（水）午後2時45分から午後4時30分、笠松町役場 3階 特別会議室で開催することに決定し、委員会において確認した。

委 員 長 以上で、全議題の審議が終了したので、平成27年第10回羽島郡二町教育委員会定例会を閉会する。

以上

終了 午後2時50分

平成27年12月21日

委 員 長